

長岡天神駅周辺まちづくり基本構想の 策定に向けた中間とりまとめ 報 告 書



平成29年5月
長岡天神駅周辺まちづくり協議会

《 目 次 》

1. 長岡天神駅周辺まちづくり基本構想の中間とりまとめについて・・・	P 2
2. 長岡天神駅周辺のまちの将来像について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3. 基本構想の実現化について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
4. 阪急長岡天神駅周辺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
5. 阪急長岡天神駅周辺における課題・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
6. 駅前広場及び交通動線の検討・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
7. 土地利用に関する検討・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
8. 最後に・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
9. 《 参考 》 長岡天神駅周辺まちづくり協議会について (会則・役員名・活動経過)・・・・・・・・・・・・・・・・	P14



1. 長岡天神駅周辺まちづくり基本構想の中間とりまとめについて

全国的に人口減少・少子高齢化が進展する中、長岡京市の人口も横ばい状態に遷移しつつあり、このまま何も対策を講じず人口減少が起こると、都市活力の低下が危ぶまれます。

このような中、本市の都心ゾーンである阪急長岡天神駅周辺は、道路幅員が狭小で歩行者や自転車が安心して通行できる状況になく、踏切により慢性的に渋滞が発生し、交通面、安全面で課題を抱えているほか、駅前広場がなく、駅周辺における乗り換えの利便性も良くない状況であることから、私たちの暮らしに影響を及ぼしております。

このため、駅周辺の住環境の向上と、利便性のある安全で安心して暮らせるまち、市の中心部として相応しい賑わいをもったまちを目指して、地域住民や市民だけでなく、市に来られる人にも誇れるまちづくりとするため、まずは、私たち住民自らが考えた「まちづくり構想」をとりまとめ、長岡京市へ提案するための活動に取り組んでまいりました。

平成29年度末には、私たち協議会による『長岡天神駅周辺まちづくり基本構想(以下「基本構想」)』をとりまとめ、長岡京市まちづくり条例に基づく「意見の申出及び施策の提案」を行いたいと考えており、本報告書は、平成28年度末時点での勉強の成果として、協議会の考えを中間とりまとめしたものです。

2. 長岡天神駅周辺のまちの将来像について

阪急長岡天神駅周辺のまちづくりについては、平成19年度と平成20年度に、市が設置した長岡天神駅周辺整備構想検討委員会において議論された『長岡天神駅周辺のまちづくり構想(以下「構想」)』があり、まずは先達から学ぶため、構想において掲げられている長岡天神駅周辺のまちの将来像『ひと中心の賑わいのあるまち』を参考にするのがよいであろうと考えました。

構想では、まちづくりの柱として、長岡京市固有の魅力を増幅させ活用すること、拠点都市にふさわしい機能の充実を図ること、そして持続的な発展に向け京都都市圏の1つとなることの3点が示され、まちづくりの方向性として、市街地の再整備などの5項目による都市魅力の求心性の向上が提言されており、これを道しるべにして地域の実情を勘案しながら、基本構想とりまとめまで継続して検討いたします。

3. 基本構想の実現化について

平成29年度は、基本構想のとりまとめに向け、議論・検討を行っていく予定ですが、私たち協議会の提案を実現するためには、専門的・広域的な視点から議論していただく必要があります。

については、私たちの提案する基本構想をベースにした基本計画を、市において策定いただきたいと考えております。このため、学識経験者や多様な市民が参画した組織を立ち上げていただき、基本構想の実現化に向けた取り組みを進めていただきますよう市へ要望いたします。

併せて、引き続き私たちまちづくり協議会へ支援していただきますよう市へ要望します。

4. 阪急長岡天神駅周辺の現状

1) 踏切における交通状況

- 長岡天神駅に近接する「長岡踏切」「天神通踏切」は、平成 26 年時点での 1 時間あたりの踏切遮断時間が約 35 分となっている。
- アゼリア通りや天神通りの踏切付近では、渋滞が発生しており、特に朝夕の通勤通学時においては、バス等の公共交通の定時制が保たれていない状況である。
- アゼリア通りや天神通りは市内の幹線道路でありながら、歩道幅員が狭く、歩行者、自転車、車が混在するなど、安全で歩きやすい道路とはいえない状況である。



2) 鉄道との乗り換えの現状

《バス》

- 最寄りの長岡天神駅停留所へ停まる路線バスは1日で約 390 本、ピーク時は1時間あたり 20 本で運行(東向き)しており、バス停での停車も渋滞の要因となっている。
- 駅からバス停までの距離は約 200mと遠く、東向きのバス停においては、アゼリア通りを横断しなければならないなど、乗り換えの利便性は良くない。



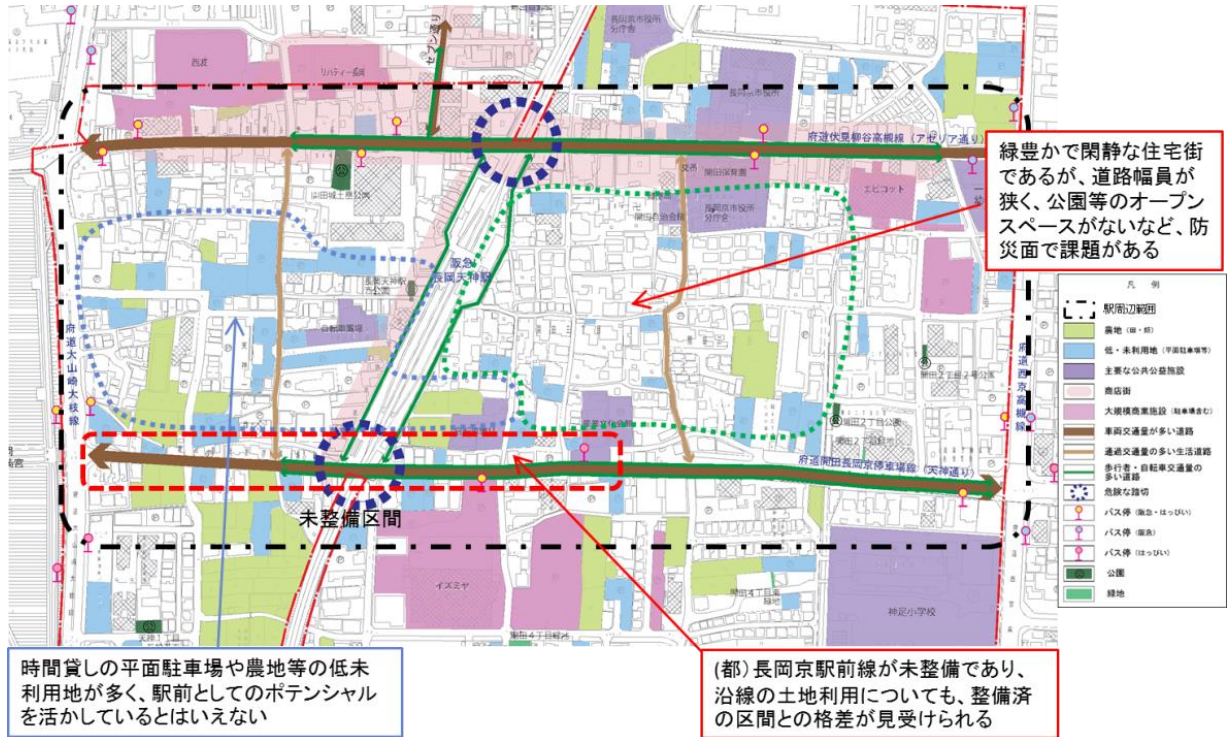
《自家用車》

- 駅周辺には送迎用の駐車スペースがないため、セブン通り等付近の道路へ駐停車している状況であり、歩行者通行の妨げとなっている。



3) 土地利用状況

駅西側線路沿い、アゼリア通りと天神通り沿道では、商業施設が立地しているがそれ以外は住宅地となっている。駅東側は緑豊かで閑静な住宅街であるが、道路幅員が狭く、公園等のオープンスペースがないなど、防災面で課題がある。駅の東側は、駐車場や農地等の低未利用地が多く、駅前としてもポテンシャルを活かしているとは言えない状況。



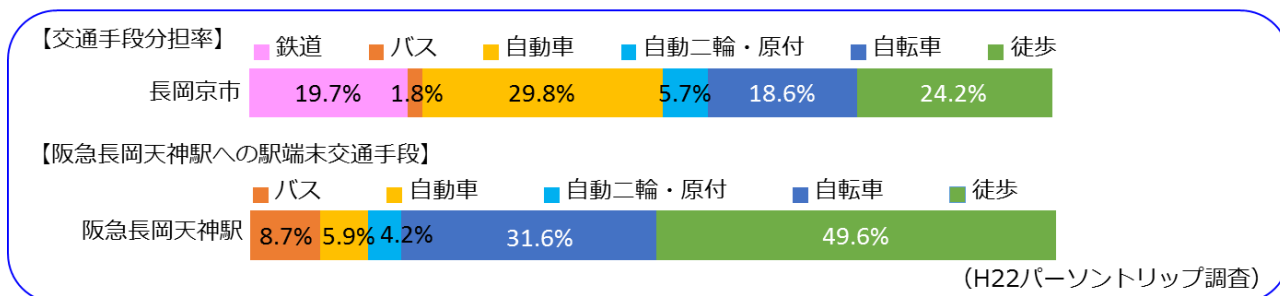
4) 交通動線の現状

駅周辺へ向かう交通は市街地西側の住宅地からの動向が多く、自動車、バス等がアゼリア通りを通過して駅に向かっている。バス路線はアゼリア通りに集中している。駅周辺の南北方向の道路は幅員が狭く、車両の通行がしにくい状況である。

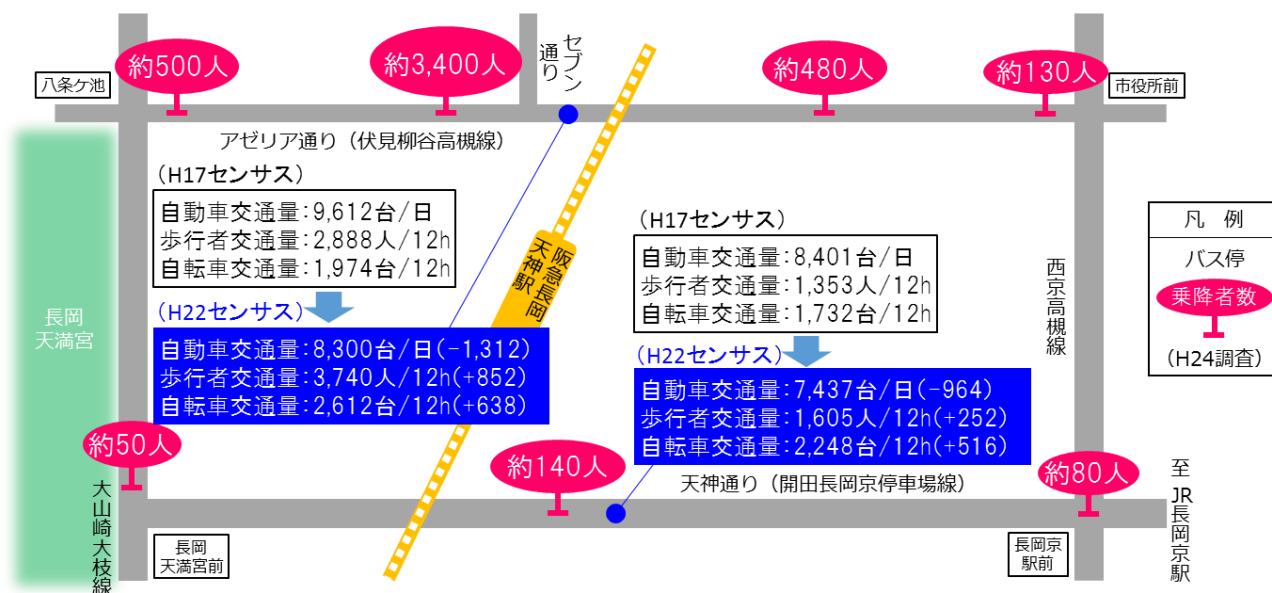


5) 交通量等の現状

長岡京市民の移動手段としては、自動車が約3割、次いで徒歩、鉄道、自転車となっている。
 阪急長岡天神駅へ向かう交通手段は、徒歩が約5割、次いで自転車、バスとなっている。



交通量は自動車、歩行者、自転車ともに天神通りよりもアゼリア通りの方が多い。特に、歩行者交通量については、アゼリア通りは天神通りの約2.3倍、バス停別の利用状況もアゼリア通り沿いの方の乗降者数が多い。



5. 阪急長岡天神駅周辺における課題

1) 課題の整理

阪急長岡天神駅周辺の問題点としては、以下の点が挙げられる。

- 踏切付近での著しい渋滞、車両と歩行者の交錯
- アゼリア通りへの交通集中、著しい混雑
- 生活道路への通過交通流入
- 鉄道による市街地の分断、不便な東西市街地のアクセス
- 商業力の低下
- 多く点在する低未利用地

課題としては『踏切付近の渋滞解消』、『鉄道とバス・タクシー・自家用車などの乗り換えの利便性の向上』、『歩行者、自転車の安全性の確保』など、交通関係の課題の解決が必要となる。

特に駅周辺での一体的なまちづくりを目指している当地区において、『踏切付近の渋滞解消』は、まちづくりの大きなポイントになる。

2) 道路と鉄道の立体交差化

問題の解決策としては、道路と鉄道を立体交差化し、踏切を無くすことが考えられる。そのため、仮に道路を高架化した場合と鉄道を高架化した場合において、渋滞や事故の観点、歩行者の移動の観点、環境や景観の観点等から比較を行った。【表1：立体交差化方式の比較(P7)参照】



3) 天神通りの都市計画決定について

天神通り(都市計画道路長岡京駅前線)は、JR長岡京駅から長岡天満宮までを貫く、長岡京市の目抜き通りとして、延長990mの区間を市は幅25mで整備されています。

現在の都市計画では、天神通りが阪急線路と交差するため、道路を高架にする計画となっています。

しかし、線路を跨ぐ道路の橋を整備すれば、せつかく一体となっている開田地域が道路を挟んで北と南に分断されてしまい、コミュニティも断たれてしまいます。また、賑わいも減退し、地元商店への影響も懸念されます。

事業費は、仮に鉄道を高架にした場合、約250～300億円(内、市負担 約50～60億円)に比べ、天神通りとアゼリア通りを高架にした場合、事業費は約190億円(内、市負担 約95億円)と全体事業費は鉄道を高架にした場合のほうが高価となりますが、現時点では、天神通りにおいて、阪急線路を道路橋で跨ぐ計画では市街地の一体化を図るうえで望ましくないため、今後は、交通環境の向上、土地の有効活用を図ることが可能な、阪急線路の立体化を前提に検討を継続したいと思います。

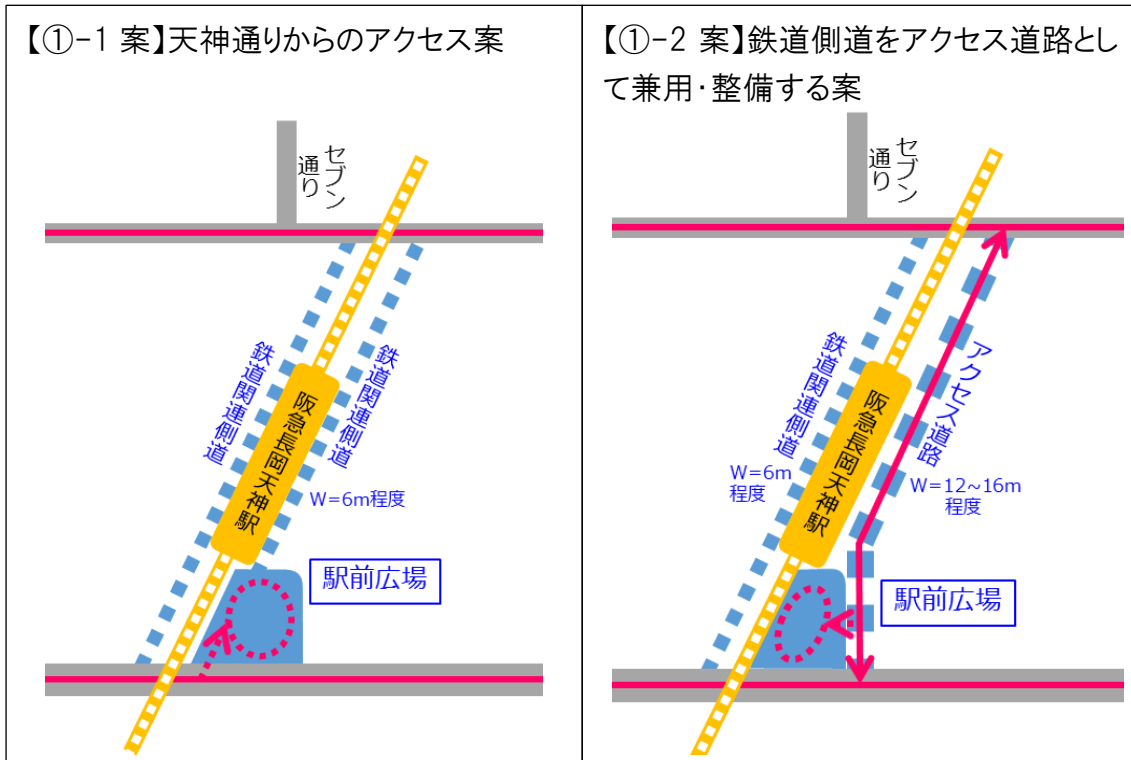
【表1:立体交差化方式の比較】

	道路(長岡京駅前線)高架化	鉄道高架化
①渋滞・踏切事故	△	○
②歩行者・自転車の移動	×	○
③沿線環境・景観	△	△
④周辺宅地への影響	×	○
⑤事業費	○ 長岡京駅前線高架化 事業費：約 130 億 うち市負担:65 億 (参考) アゼリア通り高架化 事業費：約 60 億 うち市負担：30 億	×
⑥事業期間	○	×
⑦市街地整備との一体性	×	○
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費が低く抑えられるものの、市街地内の交通環境が現状よりも悪化するとともに、特に(都)長岡京駅前線沿道の宅地利用が不便となる ・このことにより、道路高架化ではまちづくりの課題である「交通関係の課題」の解消はできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費が高く、事業期間は長いものの交通の安全・快適性が向上するとともにアクセス道路や駅前広場整備とあわせることで、市街地東西方向のアクセス性が向上し、市街地内の交通環境が現状より格段に良くなる ・交通環境の向上は、駅周辺宅地の利用価値の向上につながり、低未利用地を含めた土地の有効活用・活発な施設立地の動きも想定できる

6. 駅前広場及び交通動線の検討

駅前広場について、天神通りに隣接して設置する【①案】及び駅を中心に設置する【②案】を交通動線の観点も交えて検討を行った。

--- ①案 ---



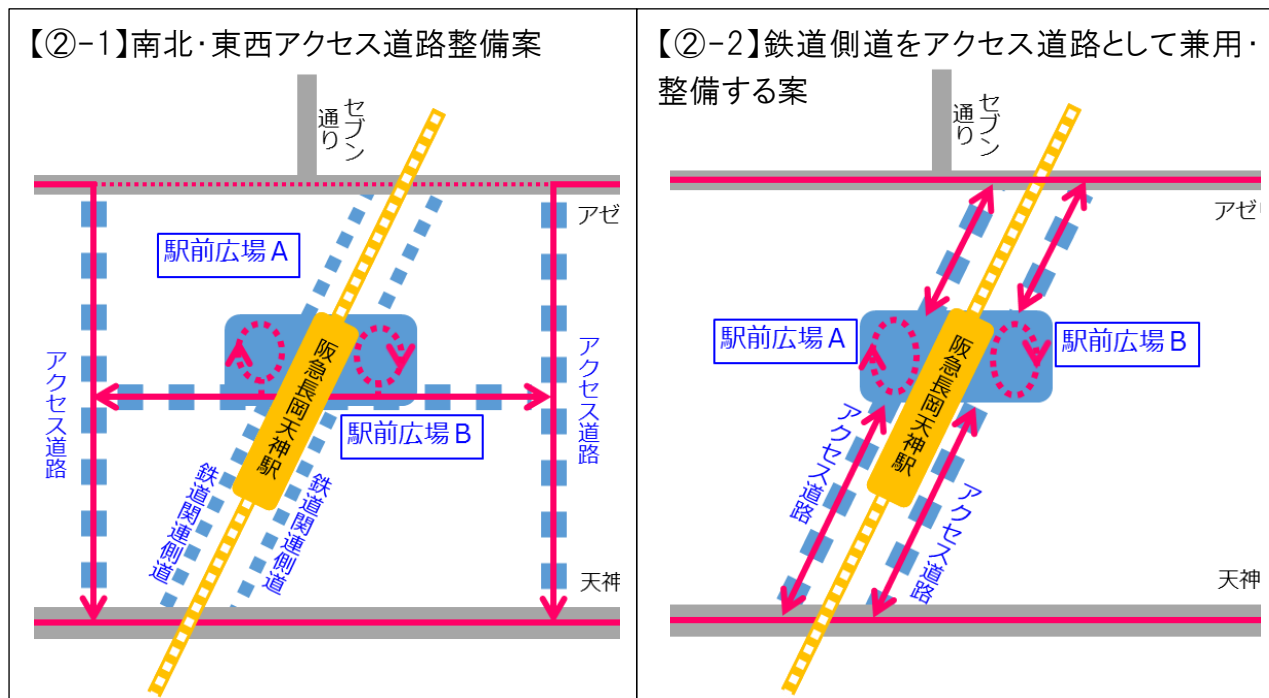
○交通結節機能に関する特徴

①案	①-1天神通りからのアクセス案	①-2鉄道側道のアクセス道路兼用・整備案
鉄道とバス・タクシーとの乗り継ぎ	駅からバス停・タクシー乗降場までの距離が長く、利便性に劣る。 (歩行距離: 約150m程度 (駅前広場中心から現改札口までの距離を想定))	
自家用車で駅への送迎	天神通りからアクセスする。 アゼリア通りからはアクセスしにくい。	アゼリア通りと天神通りからアクセスできる。
徒歩・自転車での駅利用	駅から自家用車乗降場までの距離が長く、利便性に劣る。	
	鉄道側道は歩行者・車両ともに通行できるため、アゼリア通りから利用する場合、安全性に劣る。 (ただし、側道を歩行者専用とすれば安全性は確保できる。)	歩道のあるアクセス道路を整備するため、アゼリア通り・天神通りの両方から安全に利用できる。

○周辺整備に関する特徴

施工性	公共施設用地等の活用が可能である。	
	長岡京駅前線が順次整備されている。 現道(天神通り)を利用することも可能。	側道に比べて幅員の広いアクセス道路の整備が必要である。
既存商店街への影響	歩行者・自転車交通量の多いアゼリア通りから離れた位置に駅前広場ができることにより、アゼリア通り・セブン通りのにぎわいが低下する恐れがある。	
周辺土地利用への影響	駅前広場とアクセス道路沿道では、整備を契機とした土地の有効活用・新たな施設の立地が期待できる。その他は現状のままであると想定される。	
	駅前広場の周囲のみでの土地の有効活用・施設立地にとどまる可能性がある。	①案よりも広い範囲(駅前広場とアクセス道路沿道)で土地の有効活用・施設立地が期待できる。

--- ②案 ---



○交通結節機能に関する特徴

②案	②-1南北・東西アクセス道路整備案	②-2鉄道側道のアクセス道路兼用・整備案
鉄道とバス・タクシーとの乗り継ぎ	駅からバス停・タクシー乗降場までの距離が短く、利便性に優れている。 (歩行距離:約30m程度 (駅前広場中心から現改札口までの距離を想定))	
自家用車での駅への送迎	アゼリア通りと天神通りからアクセスできる。 駅から自家用車乗降場までの距離が短く、利便性に優れている。	
徒歩・自転車での駅利用	歩道のあるアクセス道路を整備するため、アゼリア通り・天神通りの両方から安全に利用できる。	

○周辺整備に関する特徴

施工性	南北・東西アクセス道路を新たに整備する必要がある。	幅員の広いアクセス道路の整備が必要であるが、側道と兼用することで①案よりも支障物件が少ない。
既存商店街への影響	歩行者・自転車交通量の多いアゼリア通りに近い位置となる。	
周辺土地利用への影響	駅前広場とアクセス道路沿道では、整備を契機とした土地の有効活用・新たな施設の立地が期待できる。その他は現状のままであると想定される。	
	②案よりも広い範囲で土地の有効活用・施設立地が期待できる。	アクセス道路沿道のみでの土地の有効活用・施設立地にとどまる可能性がある。
沿線環境	他案に比べて、アクセス道路を外側に設置することで、車が駅周辺に集中することなく、通過交通との機能分担も可能となり、ひと中心のまちづくりの転換が図られる。	駅周辺に車が集中するとともに、通過交通と駅利用交通とが輻輳する。

駅前広場及び交通動線計画に関する主な意見は以下のとおりである。

(1) 計画全体について

- 高齢化を見据えて車中心ではなく「人の動きを中心」に動線を計画してほしい。
- 長岡天神駅周辺だけでなく、まち全体を見据えた計画で考えるべき。
- 将来(人口減少、高齢化等)を見据えた構想案を考えるべき。
- 将来を見据えるとコンパクトな案がよい。

(2) アクセス道路について

- 交通の流れをよくするには必要。
- 南北アクセス道路を整備する場合は相当な立退きが生じるのではないか。
- 鉄道高架の側道が代替機能になるのではないか。

(3) 駅前広場及び交通動線について

【①案】

- 事業が早く、実現性がある。
- 計画に具体性が見えるが、人の流れが大きく変わる可能性が高く、商業者からの反発が予想される。
- 鉄道側道があれば、南北アクセス道路はいらないのではないか。

【②案】

- 相当な数の立退きが生じるため、地権者への理解等に時間がかかる。
- 一番費用がかかるのではないか。
- 狭いエリア内での東西アクセス道路の拡幅整備は難しいのでは。
- この案が商業者や市民から受け入れられるのではないか。
- 計画としては理想的な形である。

これまでの意見をまとめると、

【①案】は、現在の人の流れとは異なるが、公共用地の活用が考えられることから、事業が早く実現性がある。

【②案】は、アクセス道路等の整備により、費用と時間がかかるが、利便性が高く、歩行者移動特性にも合った理想的な形である。

①案、②案各々の利点を活かした段階的な整備や暫定的に設ける案も検討に入れ、土地利用、交通の面からも検討し、どのような案が良いのか検討を継続する。

具体には、連続立体交差事業が実施される場合の周辺整備と合わせた事業を実施するには長期間にわたることが考えられることから、喫緊の課題に対しては、早急に対応することが重要である。

そのため、事業効果の早期発現を図ることを目的に、事業が早く、公共用地を活用できる①案を暫定形として検討するとともに、理想的な形である②案を連続立体交差事業が実施される場合の完成形として併せて検討することとする。

7. 土地利用に関する検討

長岡天神駅周辺での将来の土地利用ゾーニング・方針の検討においては、上位計画、関連計画における長岡天神駅周辺の位置づけ(役割)を確認し、現在の土地利用、将来のインフラ交通(駅前広場、アクセス道路、鉄道高架化等)に併せて定める。

■ 長岡京市第4次総合計画(平成 28 年3月)

『住みたい 住みつづけたい 悠久の都 長岡京』をキャッチフレーズに「うるおい・環境」「にぎわい・交流」「あんしん・安全」の三つの視点から15年後の目指す姿を示されている。

■ 第二次長岡京市都市計画マスタープラン(平成 28 年3月)

長岡天神駅周辺は都心ゾーンに位置付けられ、まちづくりの方向としては、利便性を活かした空間を有効に活用し、バランスのとれた都市機能と住宅整備によるにぎわいのあるゾーンを目指す。

土地利用の方向としては、市民生活を支援する商業・福祉・医療・教育サービスや交流などの機能の集積とともに、既存商店街のにぎわいをさらに高める商業機能の強化を目指す。

整備に際しては、都市機能が効果的に集約化され、周辺にまとまった居住を誘導するようなまちづくり(立地適正化計画)を検討します。

■ 長岡天神駅周辺まちづくり構想(平成 21 年3月)

長岡天神駅周辺のまちづくりの方向性としては、都市の魅力と求心性の向上を目標とし、「商業の活性化」「都市サービス施設の充実」「公共交通と観光の強化」「まちなか居住」「市街地の再整備」の5つの方向性を基本とする。将来像については、人中心の賑わいのあるまちとし、「見どころ・うるおい・利便性のあるまち」、「街中を楽しくブラブラできるまち」、「人が生き生きと暮らすまち」を目指す。

■ 現状の土地利用を基本に設定

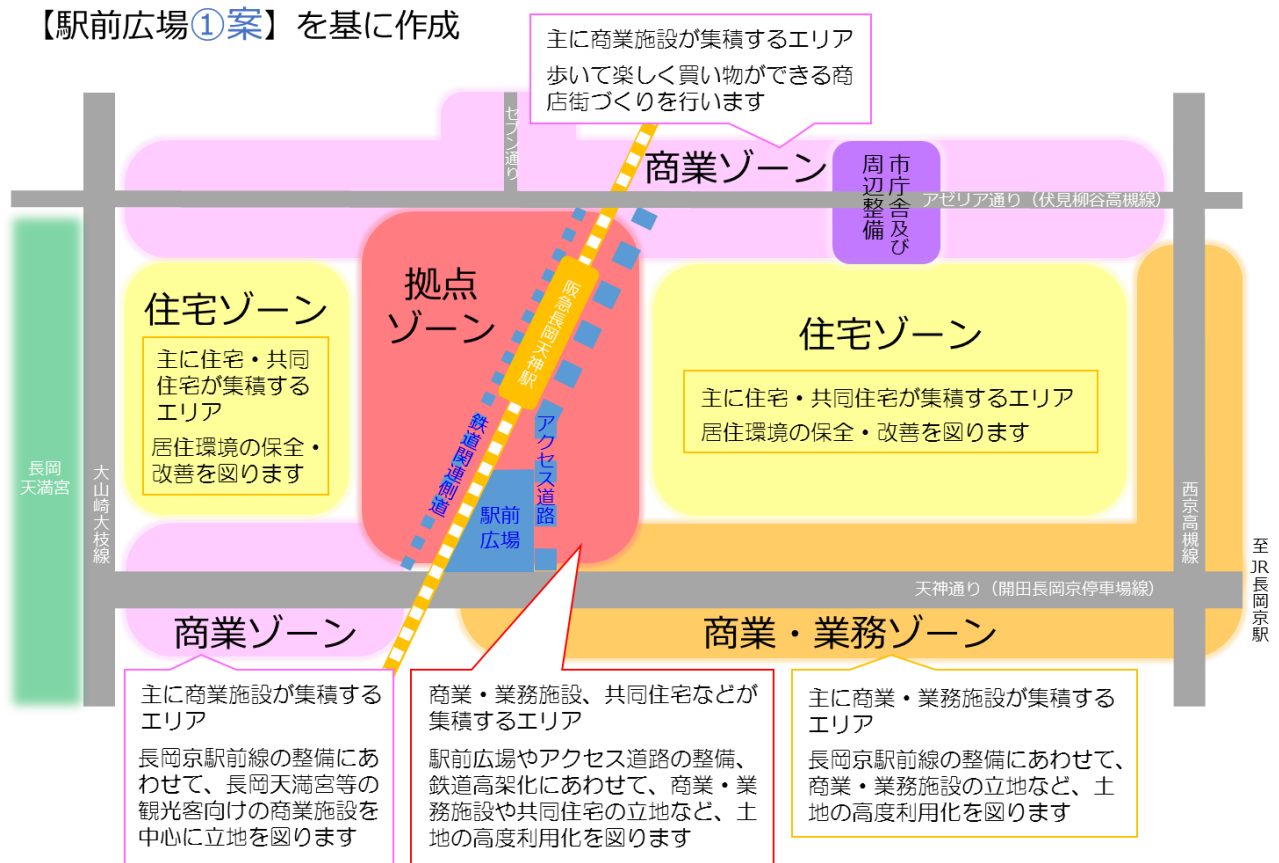
現在の土地利用はアゼリア通り、天神通り、駅沿線の「主に商業施設・業務施設が集積しているエリア」と駅の西側と東側に広がる「主に住宅・共同住宅が集積しているエリア」に分けられている。

■ 将来のインフラ整備の計画に合わせた検討(駅前広場、アクセス道路、鉄道高架化等)

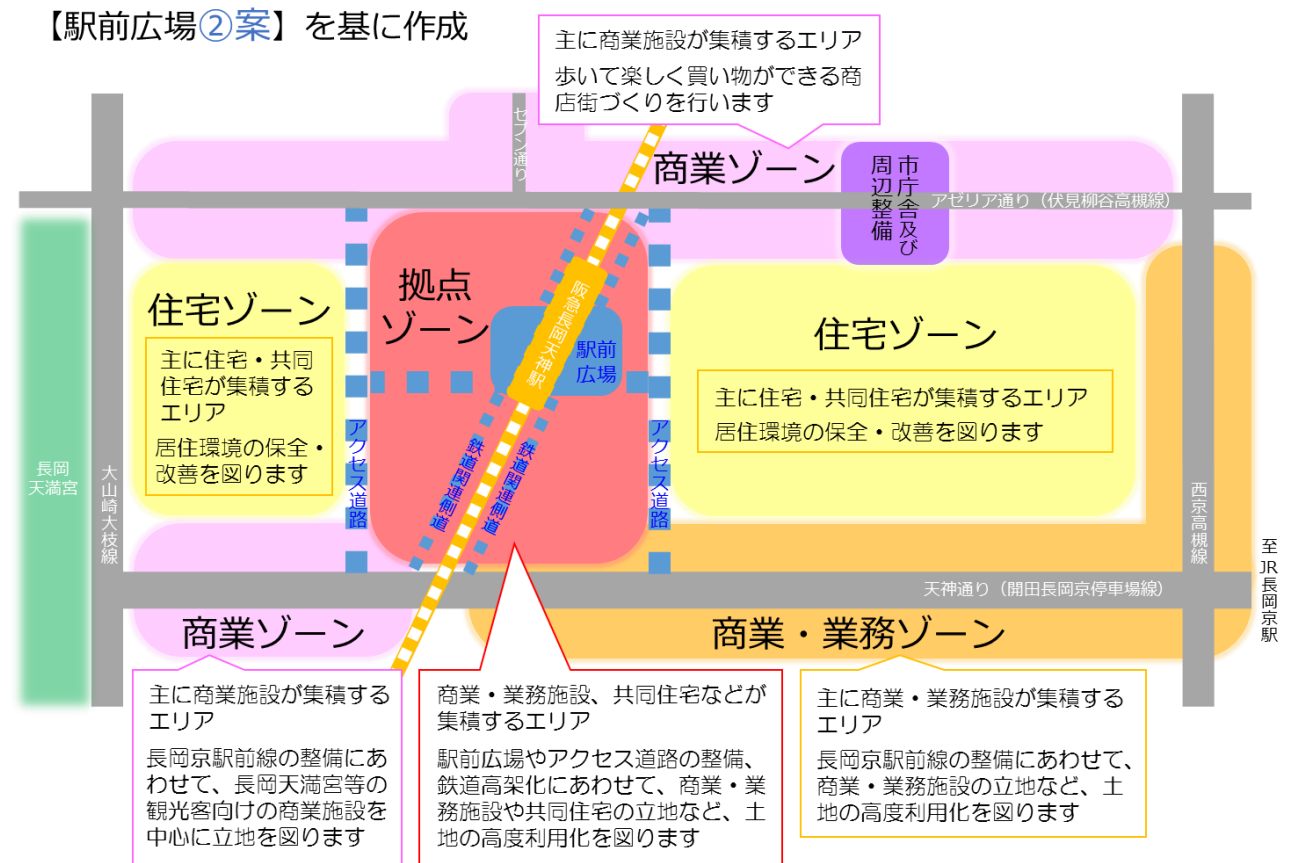
現在進められている天神通りの道路拡幅事業や、勉強会で検討を進めている、鉄道高架化や南北のアクセス道路の整備等を考慮し、都市機能の立地・強化を図る。

--- 将来土地利用ゾーニング方針（案） ---

【駅前広場①案】を基に作成



【駅前広場②案】を基に作成



将来土地利用ゾーニングに関する主な意見は以下のとおりである。

- 長岡らしいまちづくりが必要
- 長岡の長所を伸ばすまちづくり
- 人口を維持できるきっかけのまちづくり
- 商店街と住宅地が混在している状況にある
- 子育てしやすい環境づくりの視点も重要
- 市役所の建替え等、総合的な視点で考えるべき
- 市民のための拠点ゾーンを検討すべき

開田土地区画整理事業の区域は、段階的に実施するものに見直すなど、阪急長岡天神駅周辺の拠点ゾーンに特化するまちづくりが望ましい。

新庁舎等の整備にあたっては、阪急長岡天神駅周辺まちづくりの第1期的事業として、まちの活力が向上するように、にぎわいがあり、将来を見据えたものとするのが望ましい。

その際に、現市役所敷地に加え、敷地の拡張やその周辺地域も対象にして、周辺整備を検討されることが望ましい。

8. 最後に

阪急長岡天神駅は特急停車駅でありながら、まちのにぎわい・商業の充実など。長年の課題が山積しています。

コンパクトシティの中心市街地を担う私たちの地域は、都心ゾーンと位置付けられ、新庁舎の構想もまとめられつつあります。開田保育所の跡地には中心市街地施設が検討されるなど、まちが動き出してきた感じがいたします。

本中間とりまとめは、前述しましたとおり、平成28年度末時点での勉強の成果として、協議会の考えを中間とりまとめたものです。

これまで、市の支援をいただきながら、勉強会を行ってまいりましたが、都市基盤整備にやや重点をおいていたように思っております。平成29年度からは、都市基盤整備と合わせて、まちの将来像の実現に向けた土地利用の方針も含めて検討し、基本構想のとりまとめを行いたいので、会議の名前も『勉強会』から『検討会議』に改めて活動を行っていきたいと考えています。

私たちの活動が、課題が山積する阪急長岡天神駅周辺のまちづくりへ向けた最初の一步となり、この中間とりまとめが、大きく深い池の中へ投げ入れた石となり、市民を巻き込んだ議論という波になれば幸甚に存じます。

今まで支えていただいた全ての方に感謝いたしますとともに、これからも変わらぬご支援をお願いいたします。

9. «参考» 長岡天神駅周辺まちづくり協議会について

長岡天神駅周辺まちづくり協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「長岡天神駅周辺まちづくり協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、長岡天神駅周辺の住環境の向上と、安全で安心して暮らせるまち、市の中心部として相応しい、賑わいをもったまちを目指して、行政や関係機関、専門家と協働して、実現に向けたまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)まちづくり構想の作成をはじめとした、まちづくり活動の企画及び実施
- (2)まちづくり構想に関する調査研究
- (3)まちづくりに向けた各種行事の企画及び実施
- (4)まちづくりに関する情報の提供(広報)
- (5)その他協議会の事業に附帯する事業

(会員)

第4条 協議会の会員の種類を次のとおり定める。

(1)正会員

次のいずれかに該当する者は、正会員となることができる。

ア 長岡京市開田自治会区域内に居住する者

イ 阪急長岡天神駅周辺地域で事業を営む者(団体を含む。)

ウ 長岡京市開田自治区域内又は阪急長岡天神駅周辺地域に土地又は建物を所有する者(団体を含む。)

(2)賛助会員及び特別会員

ア 協議会の目的に賛同し、協力する個人又は団体企業を賛助会員とする。

イ 協議会の目的に賛同し、活動に専門的に関わり、協力する学者、専門家等を特別会員とすることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、長岡京市建設交通部内に置く。

第2章 組織と職務

(協議会の役員構成)

第6条 協議会の役員は、正会員(団体を除き、団体の代表者を含む。)で構成し、次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)事務局長 1名

- (4)庶務・会計 1名
- (5)企画委員 若干名
- (6)会計監査員 2名
- (7)相談役顧問 若干名

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し、協議会の事業全体を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名する順位に従い、その職務を代理するものとする。
- (3)事務局長は、協議会の事業を企画調整し、内外への連絡、広報等を管理する。
- (4)庶務・会計は、協議会事務、出納事務を処理し、必要書類の作成、管理をする。
- (5)企画委員は、企画委員会を通して協議会の事業全般の円滑な運営にあたる。
- (6)会計監査員は、協議会の会計監査を行う。
- (7)相談役顧問は、協議会の事業全般に対して適宜助言を行う。

(役員選出)

第8条 役員選出は、次の方法で行う。

- (1)会長と会計監査員は、総会にて選出する。
- (2)前号の選出においては、役員選考委員が会長と会計監査員を指名し、総会において承認する。
- (3)副会長、事務局長、庶務・会計、企画委員及び相談役顧問は、会長が指名し、総会において承認する。
- (4)役員選考委員の選出方法は別に定める。

(役員任期)

第9条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1)役員任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2)任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、次のとおり行う。

- (1)総会は、協議会の最高決議機関であり、定時総会、臨時総会とする。
- (2)定時総会は、年に1回開催する。
- (3)総会は、次の事項を決議する。

- ア 事業報告の承認
- イ 会計決算の承認
- ウ 事業計画の承認
- エ 予算の承認
- オ 会則の改正
- カ 役員承認

キ その他協議会の重要事項に関する件

- (4)会長は、必要に応じて臨時総会を開くことができる。また、正会員の3分の1以上の要請があれば、会長は臨時総会を開かなければならない。
- (5)総会は、構成員の2分の1の出席をもって成立する。会議の案内は、1週間前までに通知するものとし、出席できない場合は、委任状の提出をもって出席者の数に加える。
- (6)総会の議長は、正会員(団体を除き、団体の代表者を含む。)の中から選出する。
- (7)総会における議決は、出席者(正会員に限る。)の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長の判断により決する。

第4章 委員会の構成

(企画委員会)

第11条 企画委員会は、次のとおり行う。

- (1)企画委員会は、第6条第1号から第5号までの役員及び各専門部会長で構成する。
- (2)企画委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- (3)企画委員会は、総会で決議された事業計画に沿って事業を調整し、実施にあたる。
- (4)企画委員会の議長は会長とする。

(専門部会)

第12条 会長は、協議会の活動を円滑にするために、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、企画委員会と調整しながら、協議会の事業の専門的な事項について企画実行する。

第5章 会計

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(収入)

第14条 協議会は、次の収入により運営する。

- (1)会費
- (2)寄付金
- (3)補助金
- (4)その他の収入

(会費)

第15条 協議会の正会員は、年間2,000円の年会費を納めるものとする。会費の徴収については、企画委員会で定める。

2 賛助会員、特別会員の会費については、企画委員会で定める。

3 会費は、会員の事情により減免することができる。

第6章 会計監査

(会計監査と報告)

第16条 会計監査員は、会計年度終了後に監査を行い、総会において報告する。

第7章 入会及び退会

(協議会の入会)

第17条 協議会の会員になろうとする者は、会長に届出をし、企画委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第18条 会員からの脱退の申出があった場合のほか、次の事情に該当する場合には、脱退したものとみなす。

- (1) 会員が長岡京市開田自治会区域から転出し、又は阪急長岡天神駅周辺地域で事業を営まなくなった場合
- (2) 会員が土地又は建物を所有しなくなった場合
- (3) 会員が会費を納めない場合

第8章 雑 則

第19条 会則の改廃については、総会の決議を経なければならない。

2 会長は、この会則を実施するにあたり、必要と認めるときは別に規約を定めることができる。ただし、会費に関するものは、総会の決議を経て定めるものとする。

附 則

- 1 この会則は平成27年 7月25日から施行する。
- 2 初年度の会計年度は、第13条の規定に関わらず、協議会発足日から同日以後最初に到来する3月31日までとする。
- 3 第8条の規定にかかわらず、設立時の協議会役員及び役員選考委員は、協議会設立準備会の役員及び役員選考委員とする。

長岡天神駅周辺まちづくり協議会 役員名

会 長	橋本 光夫
副 会 長	五十棲 義明
副 会 長	伊関 順好
事 務 局 長	宮小路 正次
庶 務・会 計	小田 智史
会 計 監 査 員	森田 清
会 計 監 査 員	西小路 博子
会 員 総 数	17名

活動経過

- H27. 7.25 まちづくり協議会設立総会
- H27. 9.17 まちづくり協議会 第1回勉強会
- H27.10.13 市のまちづくり条例に基づく協議会認定通知
- H27.11.29 先進地視察
- H28. 2. 5 まちづくり協議会 第2回勉強会
- H28. 4. 8 長岡京まちづくり懇談会
- H28. 4.27 まちづくり協議会 第3回勉強会
- H28. 6.29 まちづくり協議会 第4回勉強会
- H28.10. 3 まちづくり協議会 第5回勉強会
- H28.11.30 まちづくり協議会 定時総会及び第6回勉強会
- H29. 1.25 まちづくり協議会 第7回勉強会
- H29. 2.18 まちの現地踏査(長岡京駅西口地区第1種市街地再開発事業)
- H29. 2.27 基本構想策定に向けた中間とりまとめ三役会議
- H29. 3.29 基本構想策定に向けた中間とりまとめ会議

■第1回勉強会内容(H27.9.17)

1. まちづくり勉強会の目的
2. 地区の位置づけ
3. 地区の現状と課題
4. 今後のまちづくりに向けて

■先進地視察(H27.11.29)

1. JR 大津駅周辺 大津駅西第一地区(滋賀県大津市)
 - ・事業概要の説明、事業のきっかけと事業化に至るまでの地元まちづくり組織の取り組みなどについて説明を受け、その後、現地を見学。
2. JR 南草津駅周辺 野路西部地区(滋賀県草津市)
 - ・事業の特徴や地元まちづくり組織の取り組みなどについて現地を見学しながら説明を受けた。

■第2回勉強会内容(H28.2.5)

1. 道路と鉄道の立体交差について
2. 連続立体交差事業の事例
 - 方策① 道路を高架化した場合
 - 方策② 鉄道を高架化した場合

■長岡京まちづくり懇談会(H28.4.8)

- ・協議会との懇談の場としてまちづくり懇談会を開田自治会館で開催
- 「これからの暮らしとインフラについて」
 - 講師：一般財団法人 国土技術研究センター理事長 谷口博昭 様(元国土交通事務次官)
- 「美しく安全なまちづくり」
 - 講師：国土交通省 大臣官房 技術審議官 池田豊人 様

■第3回勉強会内容(H28.4.27)

1. 交通動線計画案について
 - ・駅前広場の配置計画(案)についてワークショップ形式にて自由意見を募った
2. 市庁舎周辺整備について
 - ・庁舎建て替えの検討案について報告

■第4回勉強会内容(H28.6.29)

1. 交通量等の現状
 - ・自動車、歩行者、自転車、バス利用者
 - ・移動手段、阪急長岡天神駅周辺への自動車の流れ
2. 駅前広場の検討
 - ・駅前広場の配置計画(案)についてワークショップ形式にて自由意見を募った

■第5回勉強会内容(H28.10.3)

1. 駅前広場に求められる機能等について
 - ・交通結節機能と都市の広場機能
 - ・駅前広場に求められる機能
2. 駅前広場及び交通動線の検討
 - ・駅前広場及び交通動線についてワークショップ形式にて自由意見を募った

■平成 28 年度定時総会及び第6回勉強会内容(H28.11.30)

- 1.(総会)事業報告、会計決算、事業計画 等の承認
- 2.(勉強会)H28.10.27 に実施した歩行者・自転車交通量調査の報告

■第 7 回勉強会内容(H29.1.25)

1. 土地利用ゾーニングについて
 - ・まちづくりの方向性・将来像
 - ・土地利用ゾーニング
 - ・長岡天神駅周辺に必要な都市機能の検討

■まちの現地踏査(H29.2.18)

1. 再開発事業のしくみについて
2. 基本構想策定に向けた中間とりまとめ会議

■基本構想策定に向けた中間とりまとめ会議(H29.3.29)

以 上